

木島平村に専門家（司法書士）を派遣しました！

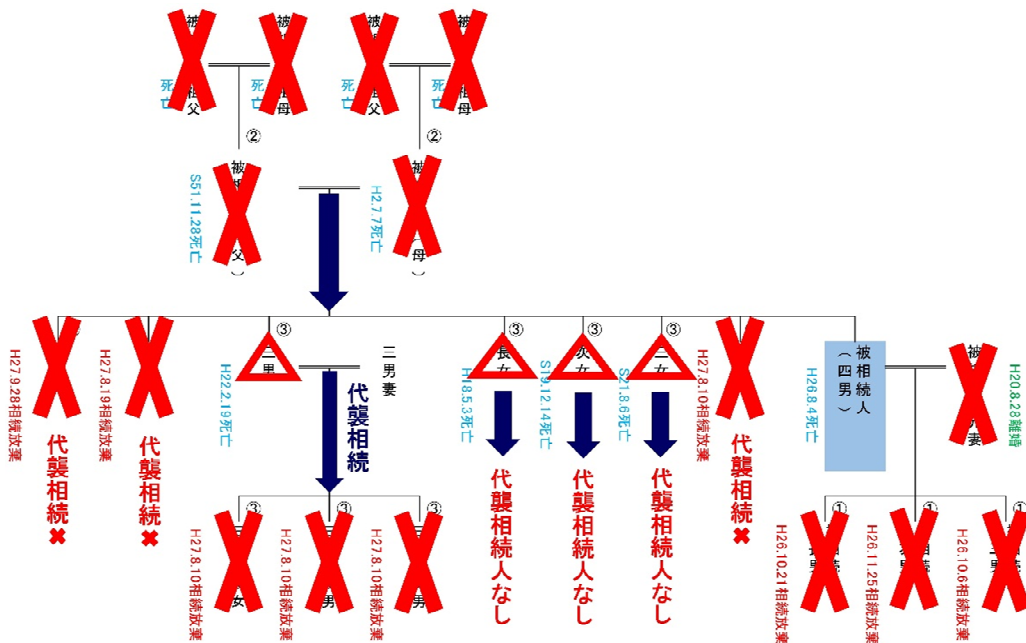
～所有者がいない空き家への対応相談事例～

●相談内容

相続人全てが死亡又は相続放棄をしていると判断される空き家への対応
解散し、清算が終了していない法人が所有する空き家への対応
(※相続財産管理人制度の利用等について)

●相談状況

【所有者がいない空き家について】



- ・ 民法第 940 条の相続放棄者の管理責任は、建物の管理責任まで負わない
- ・ 相続人は相続順位第 3 位まで確認が必要。ただし、遺言状があった場合には第 3 者に相続権がある可能性があるため、公証人役場で確認のこと
- ・ 相続財産管理人制度は全ての財産の処分見込みが立たないと、引き受ける者はいない（処分できないと管理し続けることになってしまう）

【解散法人が所有する空き家について】（清算人の権利・責任等について）

- ・ 清算人は、財産・債務等を清算するために選任するため、空き家の撤去や修繕工事まで行う責任は負わない
- ・ 清算人がいない場合、一物件に対してスポット的に業務に充てることも可能
- ・ 代表清算人がいれば、他の清算人に諮ることなく財産の処分等が可能